

Q. 委託契約書にはどんなタイプがあるの？

A. 契約書は委託内容と契約の形式により、大きく分類できます。

■基本契約書によく定められている文言の例

(住団連の契約書ひな形より)

(個別契約の成立)

第4条 甲は、廃棄物の処理を乙に委託しようとするときは、その都度、排出場所ごとに指示書・注文書を作成し、乙に交付する（甲が乙に対し電子情報により発注することを含む）。指示書・注文書には、委託する廃棄物の種類、数量、排出場所、工事名もしくは事業所名、運搬先施設、委託金額、支払時期等を記入する。

…(略)…

3 乙が、指示書・注文書を受領後、3日以内（祝祭日を除く）に異議を留めなかったときは、当該期間の経過をもって、個別契約が成立したものとみなす。

(契約期間)

第21条 本契約の有効期間は、「一覧8項」のとおり1年とする。ただし、有効期間の3ヶ月前までに甲乙いずれかの側からも、書面をもって反対の意思を表示しない限り、自動的に更新されるものとする。なお、以後の期間満了の際も同様とする。

■契約の形式と特徴

契約の形式	特徴
個別契約	契約書の締結だけで契約が成立
基本契約	契約書の締結と、個別の書面(指示書等)をもって契約が成立

◇基本契約と個別契約で注意すべきこと

基本契約は「共通する条件を定めておく」契約なので、図の(個別契約の成立)にある通り、各現場ごとの情報などについては別紙を活用します。また、契約期間には自動更新の定めを記載することが多く、この定めにより契約期限が切れる心配が無くなります。一方で、自動更新があると、解約しない限り永久的に契約書が有効となり、取引の有無に関わらず契約書を保管し続けなければいけません。そうすると管理リスクが高くなります。

個別契約の場合は、工事期間などに合わせて契約期間が設定されることが多いですが、工事の進捗が遅れるなどにより契約期間が切れた場合、それに気づかずに処理委託をすると委託基準違反となってしまいます。

今回のポイント

基本契約は解約手続きを忘れない！個別契約は期限切れに注意！

◇基本契約と個別契約

現場ごとに結ぶ処理委託契約を個別契約、複数の現場から排出される廃棄物について、処理業者に継続的に委託する契約を基本契約と言います。

戸建住宅建設の場合、基本契約の形で結ぶことが多く、住宅生産団体連合会が公開している契約書のひな形などがよく使われます。

※住団連URL

<http://www.judanren.or.jp/proposal-activity/download/index.html>